

B-7 NPO法人や公益法人等特例

公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）である場合は、直前の事業年度の年間収入がわかる書類として、下記を確定申告書類の控えの代わりに提出することができます。

※本特例を用いる場合には、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

例)

法人種別	年間収入の計算書類等
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

※上記に記載のない法人については、直前の事業年度の年間収入がわかる書類を提出して下さい。

■証拠書類等

- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかる書類
※月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとします。
- ② 対象月の売上台帳等
- ③ 通帳の写し
- ④ 履歴事項全部証明書又は
根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等

■給付額の算定式

$$S = A - B \times 12$$

S：給付額（上限200万円）

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入

B：対象月の月間収入

※A・Bは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等という営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とする。